

# 環境経営及び環境報告に関する 最近の状況

## (参考)本資料で引用した各種アンケートの概要

環境省 平成22年度「環境にやさしい企業行動調査」	
調査対象(調査票送付対象)	①東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業 2,384 社 ②従業員500人以上の非上場企業及び事業所 4,293 社 合計 :6,677 社
調査標本数(有効回答数)	①上場企業 :1,034 社{回収率:43.4%、(21年度47.3%)} ②非上場企業:1,889 社{回収率:44.0%、(21年度44.2%)} 合計 :2,923 社{回収率:43.8%、(21年度45.3%)}
調査期間	平成23年9月15日(木)～10月31日(月)

環境省 環境経営等に関する意識調査	
調査対象(調査票送付対象)	①一般企業:日経500種銘柄(2011.10時点)より金融除く447社 ②金融機関等:全国銀行協会会員行(準会員は外資系除く)124行、証券会社50社、保険業監査法人・税理士法人(大手のみ)等の計207社
調査標本数(有効回答数)	①一般企業:221社(有効回収率 49.4%) ②金融機関等:48社(有効回収率 23.1%)
調査期間	平成23年10月14日(金)～11月25日(金)

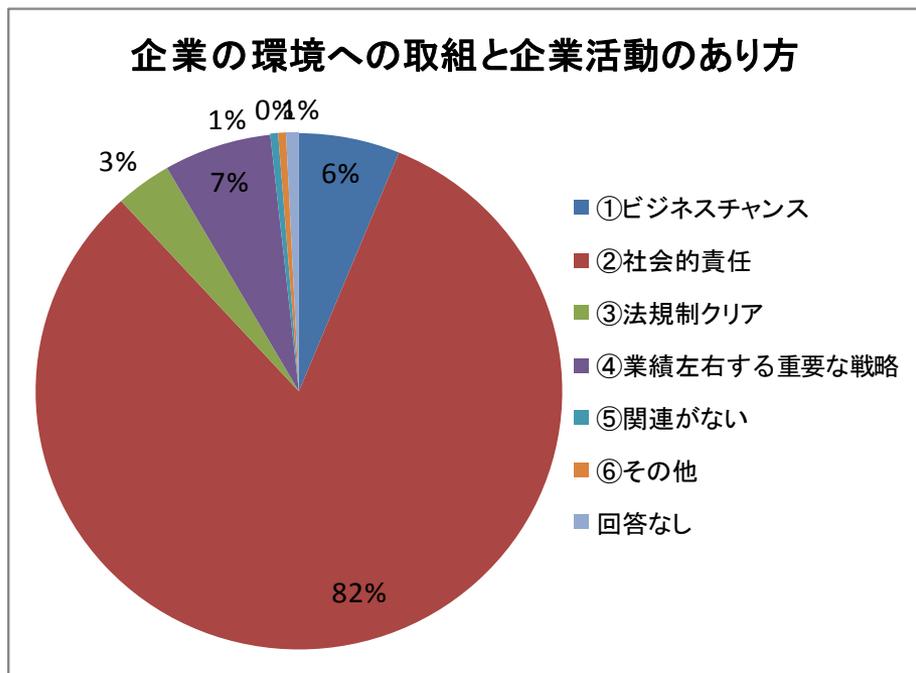
(社)日本経済団体連合会 CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査	
調査対象(調査票送付対象)	日本経団連企業会員 1,297 社
調査標本数(有効回答数)	437 社(回答率:33.7%)
調査期間	平成21年5月～7月

# 国内企業の環境経営全体の動向

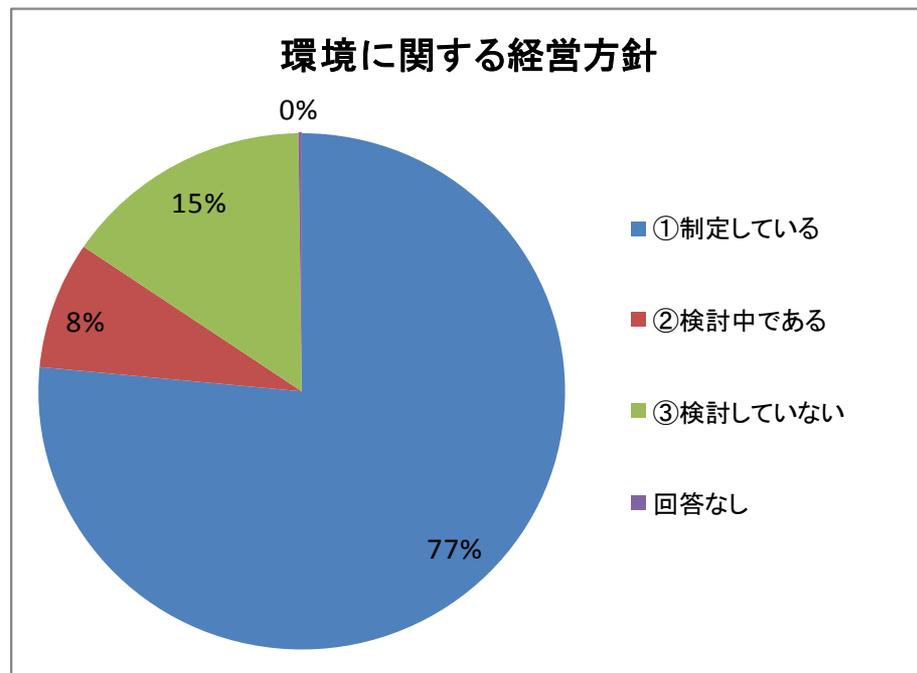
# 企業の環境への取り組み、環境に関する経営方針 ～「環境にやさしい企業行動調査」より～

- 企業の環境への取組と企業活動のあり方については、80%以上の企業が「社会的責任」として必要としており、次いで10%弱の企業が「業績を左右する重要な戦略」と位置付け。
- 環境に関する経営方針は、80%近くの企業が制定しており、全体として増加傾向。

企業の環境への取組と企業活動のあり方



環境に関する経営方針

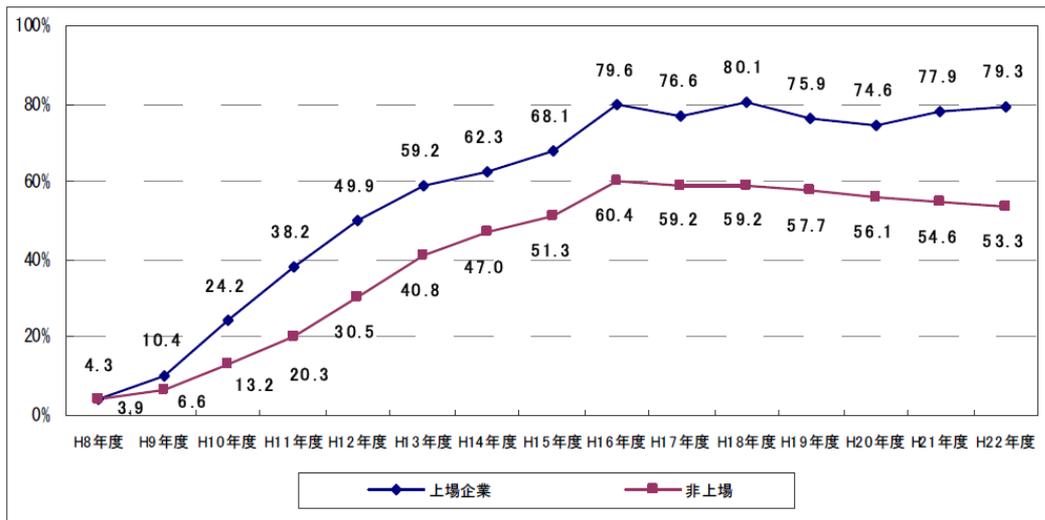


(平成22年度調査回答分)

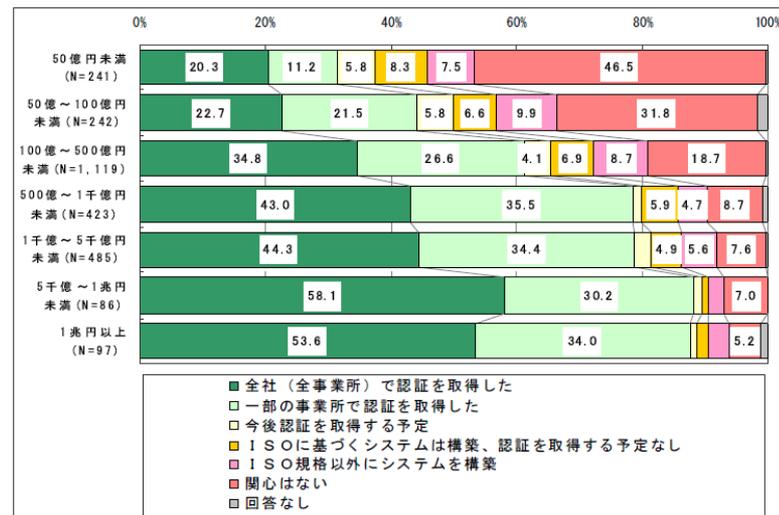
# 国内企業のISO14001認証取得状況 ～「環境にやさしい企業行動調査」より～

- ISO14001(環境マネジメントシステム)については、取得企業の割合は上場企業で79.3%、非上場企業で53.3%を達成。
- 総じて売上高が高い企業ほど全社(全事業所)または一部の事業所で取得した割合が高くなっており、特に5000億円以上の企業は昨年度より増加傾向。
- 一方で、売上高が低い企業ほど「関心はない」割合が高く、50億円未満では46.5%。

ISO14001の認証取得状況の推移



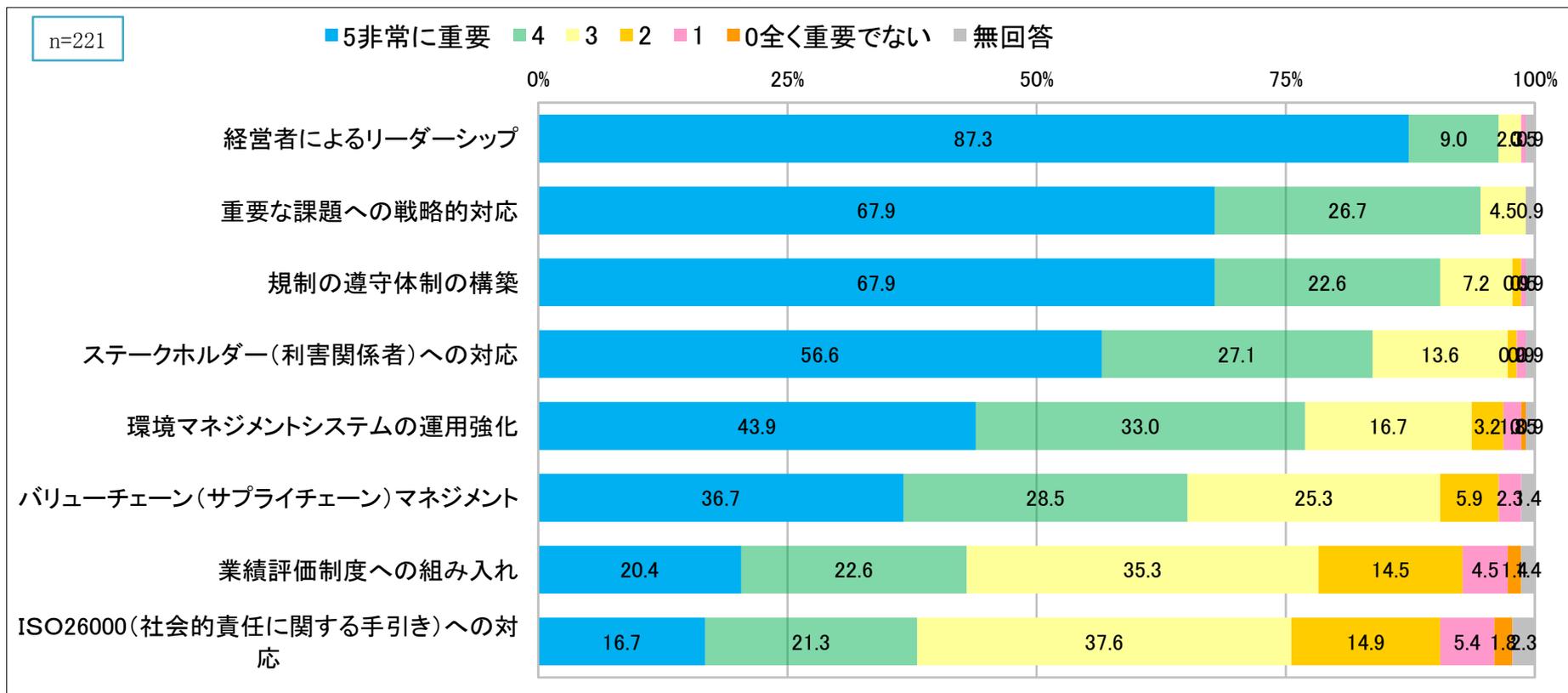
ISO14001の認証取得状況(売上高別)



# 企業が環境課題へ対応する上で重視する事項 ～「環境経営等に関する意識調査」アンケートより～

- 環境課題へ対応する上で重視される事項としては「経営者によるリーダーシップ」が最も重視。
- 次いで「重要な課題への戦略的対応」、「規制の順守体制の構築」、「ステークホルダー(利害関係者)への対応」が多くの企業で重視。

## 環境課題へ対応する上で重視される事項



## ～CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査結果より～

## (1) 分野別のCSR活動のとらえ方

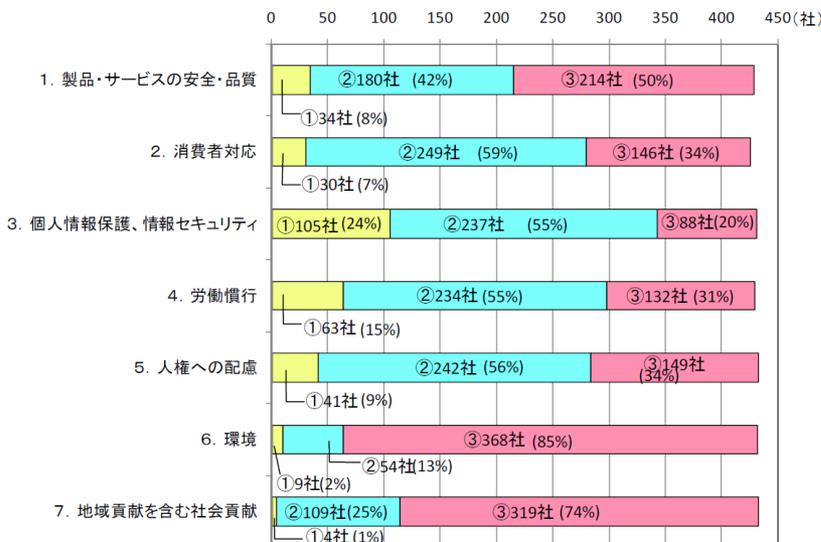
- ◇対象分野によって違いが見られるものの、総じて、「①法令遵守」にとどまらず、「②法令遵守を超えた社会的良識の範囲での活動」や「③持続可能な社会の創造に向けた活動」として、積極的に捉えている分野が多い。
- ◇とりわけ「6. 環境」については、85%の企業が③と回答し、より積極的な活動として捉えられている。

## (2) CSR活動の意味

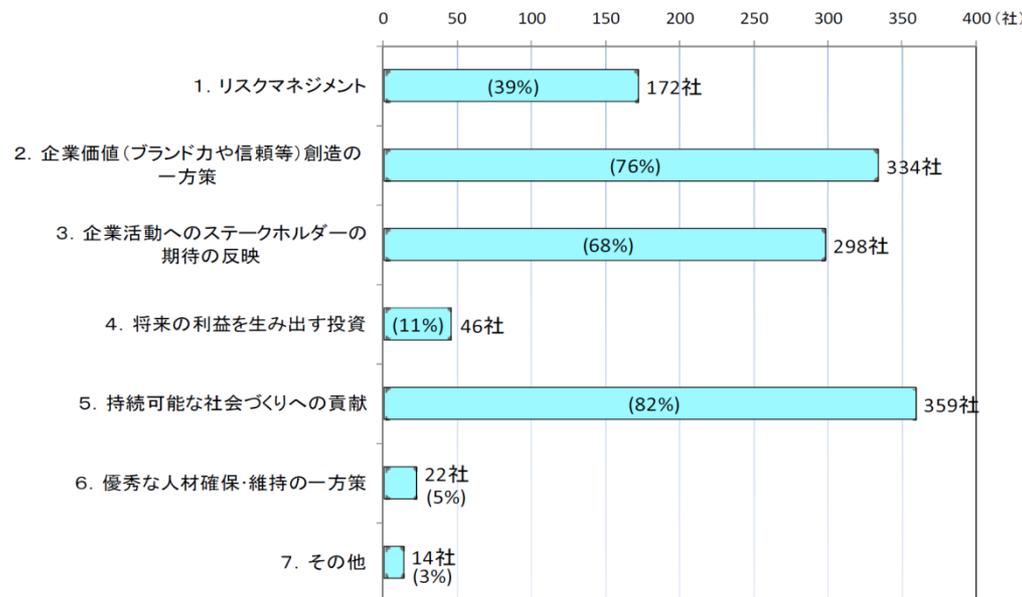
- ◇CSR活動の意味について3つ挙げてもらったところ、「5. 持続可能な社会づくりへの貢献」(82%)、「2. 企業価値(ブランド力や信頼等)創造の一方策」(76%)、「3. 企業活動へのステークホルダーの期待の反映」(68%)に回答が収斂しており、CSRについて共通認識が形成されている。
- ◇2008年秋以降の世界的な経済危機にあつて、予算や事業内容の優先順位等を見直している企業があるものの、CSRに対する理念や取り組み姿勢は変わらないとする回答が大半を占めた。

## (1) 分野別のCSR活動のとらえ方

①法令遵守 ②法令遵守を超えた社会的良識の範囲での活動 ③持続可能な社会の創造に向けた活動



## (2) CSR活動の意味

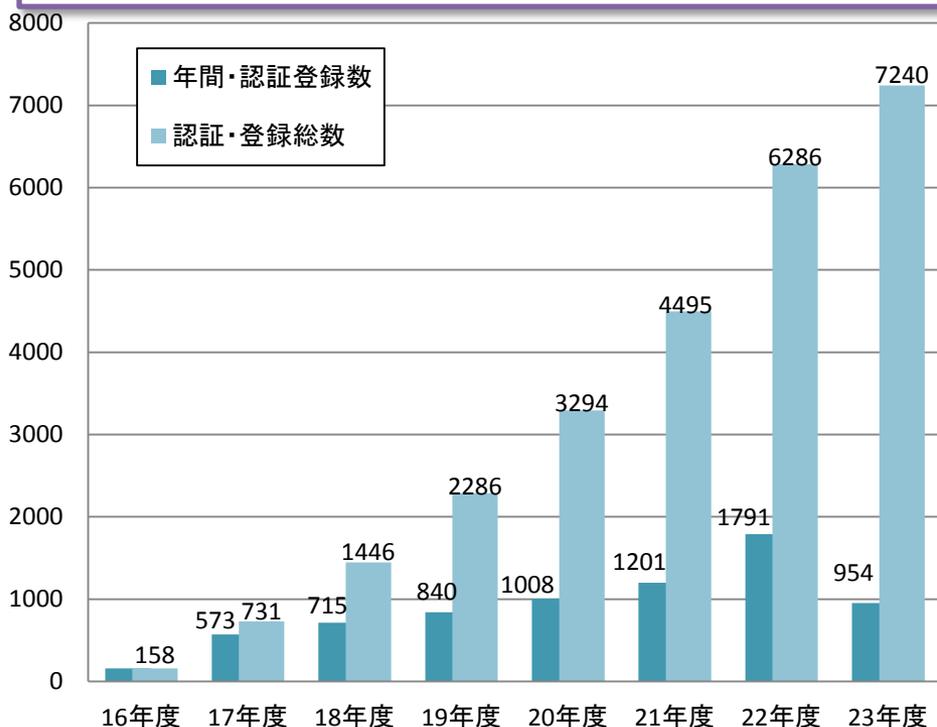


# エコアクション21について

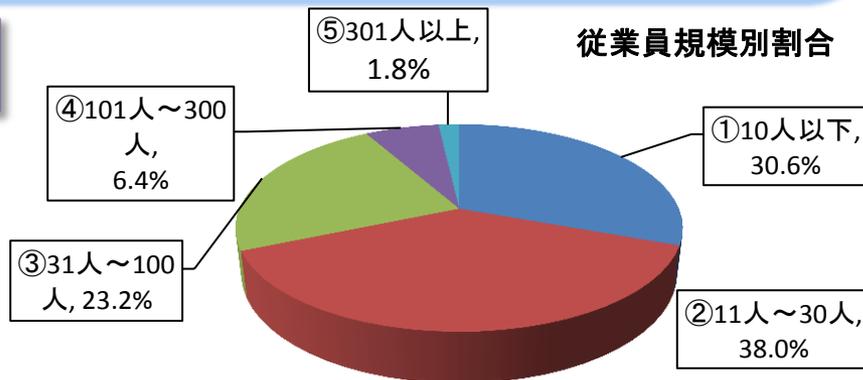
- 事業者の環境への取組を促進するため、ISO14001を参考に環境省が策定した、中小事業者等でも取組やすい環境経営システム
- 温室効果ガス・廃棄物・水の排出量及び化学物質使用量の管理・削減、グリーン購入、本業での環境配慮等、必要な環境への取組を規定
- 環境活動レポートの作成・公表を通じ、環境コミュニケーションにも取組(体制整備～把握・評価～公表の仕組みを備える)

※ 第三者がガイドラインに適合していることを認めることにより、社会的な評価や信用を得られるようにする仕組みとして、「エコアクション21認証・登録制度」がある。(一財)持続性推進機構が自主事業として運営)

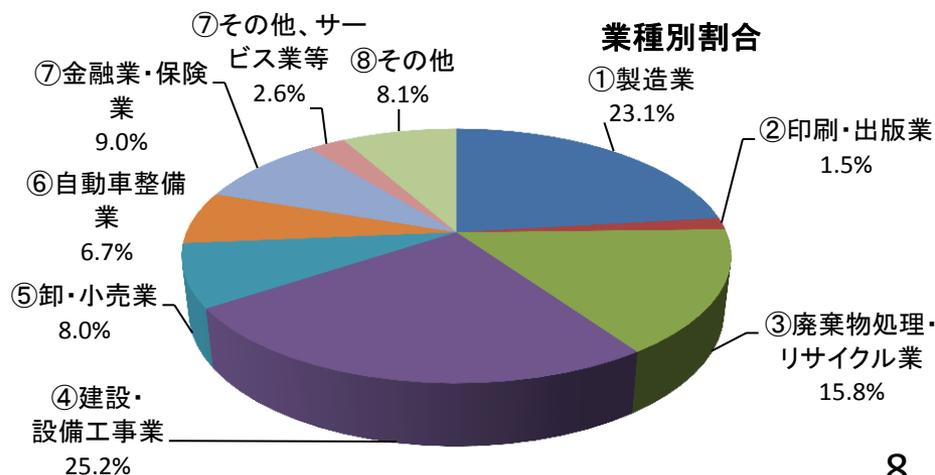
## エコアクション21認証・登録の推移と現状



## 従業員規模別割合



## 業種別割合



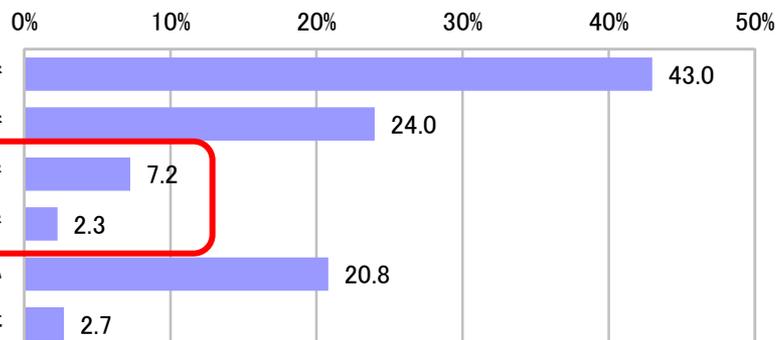
# 仕入先環境経営の評価対象(現状・将来) ～「環境経営等に関する意識調査」アンケートより～

仕入先環境経営の評価の対象としては、

○現状で、「二次・三次仕入先まで」とした企業は1割未満

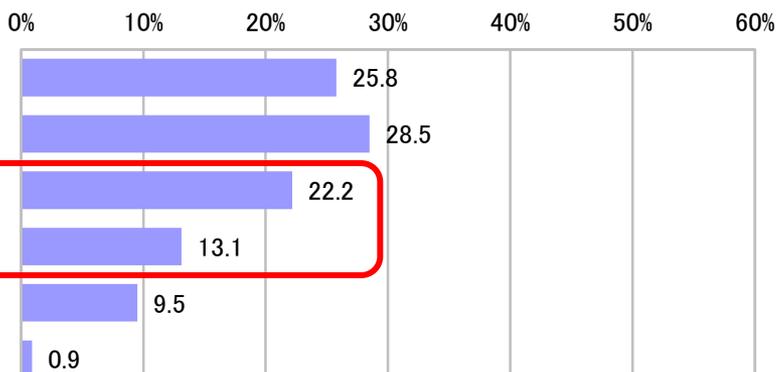
○これに対して将来的に「二次・三次仕入先まで」の評価が必要とした企業は、3割超に増加

## 現状



n=221

## 将来



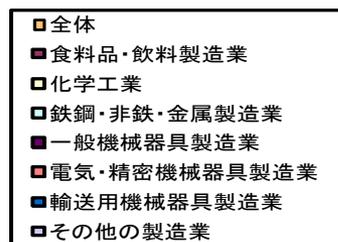
n=221

※なお仕入先評価を未実施の理由としては「実質的に評価しているため」「事業との関連性が乏しい(または不明)ため」等があげられている

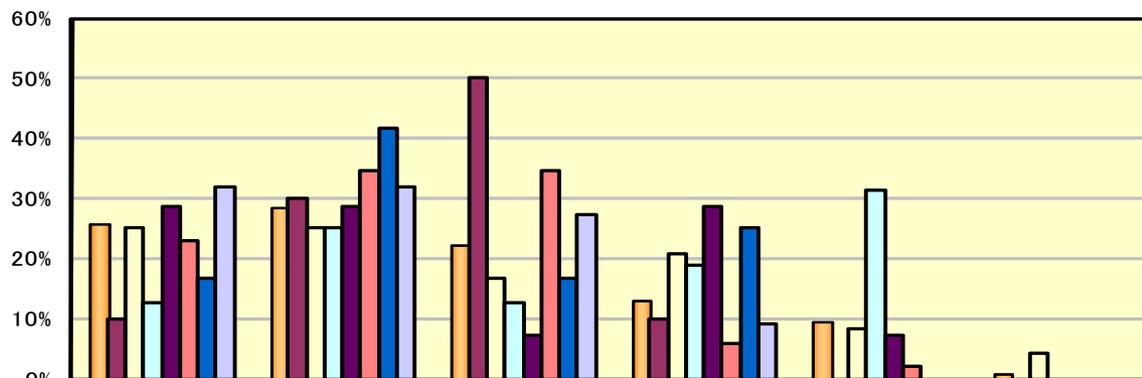


# 仕入先環境経営の評価対象(将来方針(製造業)の内訳) ～「環境経営等に関する意識調査」アンケートより～

- 製造業のうち「二次・三次仕入先等まで」の評価が必要とした業種上位は、食料品飲料メーカー（6割）、電機・精密機械器具メーカー及び輸送用機械器具製造業（4割）
- 一方、鉄鋼・非鉄・金属製造業では、不要という回答が3割。



n=221



		回答数	主要な一次仕入先等まで	すべての一次仕入先等まで	(より上位の仕入先等を通じて、)二次・三次仕入先等まで	(より上位の仕入先等を通じて、)すべての仕入先等まで	必要でない	無回答
全体		221	25.8	28.5	22.2	13.1	9.5	0.9
F2-2: 製造業(中分類)	食料品・飲料製造業	10	10.0	30.0	50.0	10.0	0.0	0.0
	化学工業	24	25.0	25.0	16.7	20.8	8.3	4.2
	鉄鋼・非鉄・金属製造業	16	12.5	25.0	12.5	18.8	31.3	0.0
	一般機械器具製造業	14	28.6	28.6	7.1	28.6	7.1	0.0
	電気・精密機械器具製造業	52	23.1	34.6	34.6	5.8	1.9	0.0
	輸送用機械器具製造業	12	16.7	41.7	16.7	25.0	0.0	0.0
	その他の製造業	22	31.8	31.8	27.3	9.1	0.0	0.0

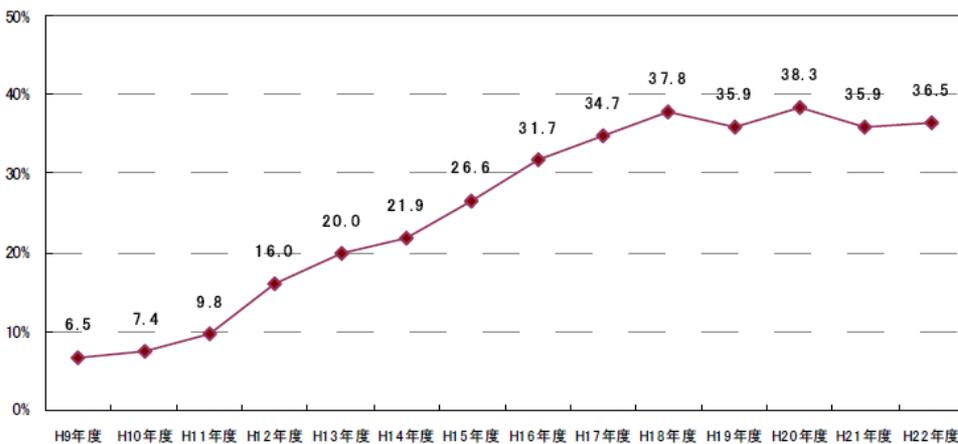
# 環境報告書の作成・公表状況

# 環境報告書の作成・公表状況

- 上場企業で環境報告書を作成・公表している企業は平成13年度の386社(約30%)から平成22年度には579社(約56%)に上昇。非上場企業は平成13年度の579社(約20%)から平成22年度には1068社(約37%)に上昇。
- 平成21年度と比較すると、「環境報告書(CSR報告書、持続可能性報告書等の一部も含む)を作成・公表」という割合は、上場企業ではわずかながら増加。

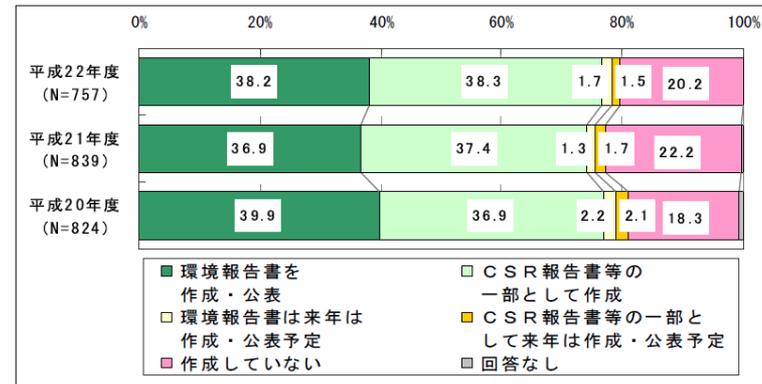
## 環境報告書を作成・公表している企業数及びその割合

作成企業割合

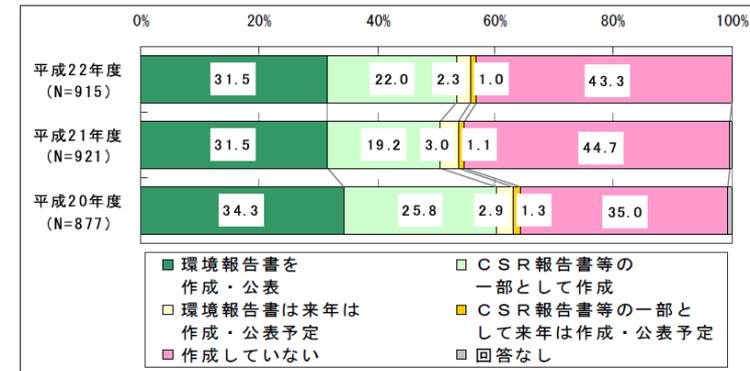


年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
上場	件数	386	450	478	510	570	590	562	633	624	579
	%	29.9	34	38.7	45.3	47	51.8	48.9	51.6	54.6	56
非上場	件数	193	200	265	291	363	459	449	527	467	489
	%	12	12.2	17	20.8	24.6	28	26.9	29.3	24.7	25.9
合計	件数	579	650	743	801	933	1049	1011	1160	1091	1068
	%	20	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8	35.9	38.3	35.9	36.5

## 上場企業



## 非上場企業

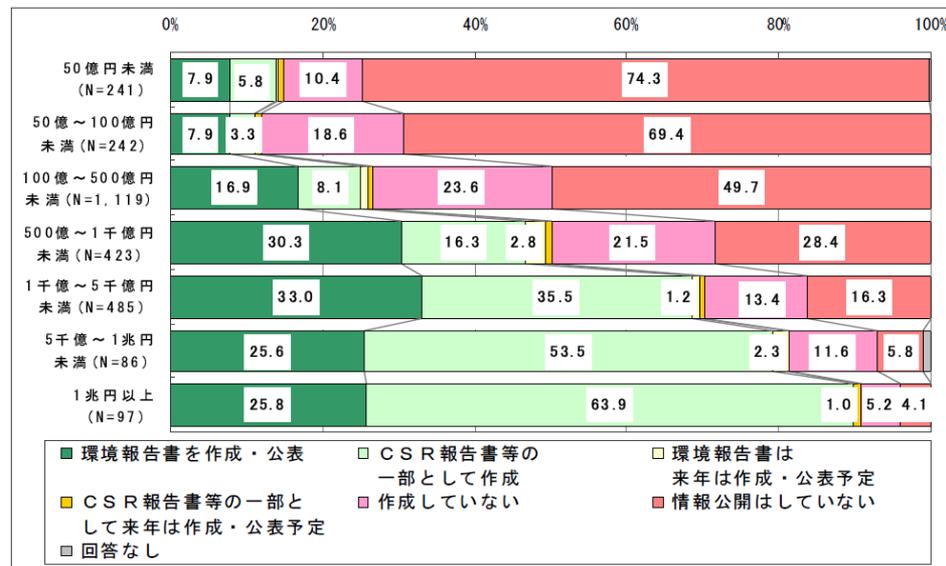
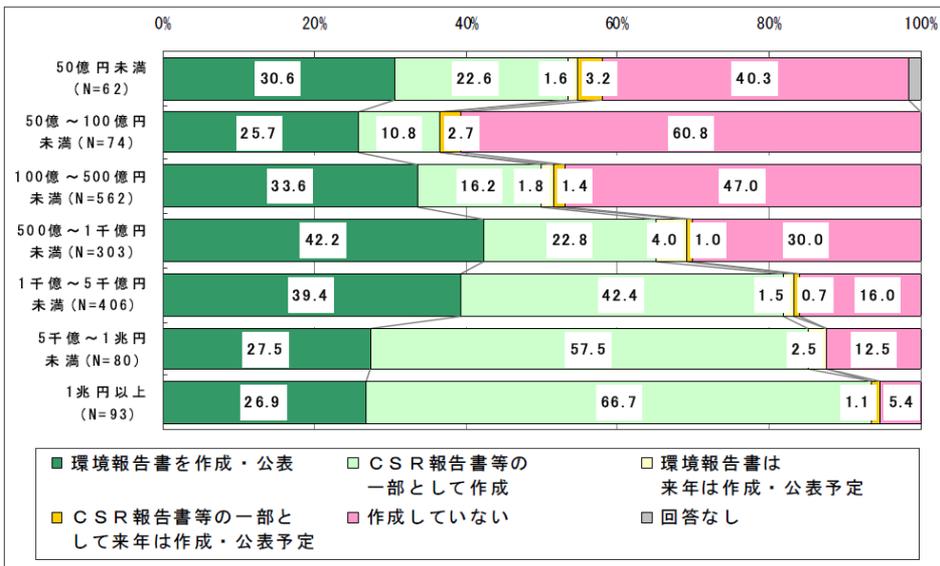


# 環境報告書の作成・公表状況

- 「環境に関するデータ、取組等の情報を公開している」企業の環境報告書の作成状況  
売上高別にみると、売上高1千億円以上の企業では、「環境報告書(CSR報告書、持続可能性報告書等の一部も含む)を作成・公表」が8割以上と高い一方、「作成していない」は、総じて売上高が低いほど高い。
- 回答企業全体での環境報告書の作成状況  
売上高1千億円以上の企業では、「環境報告書(CSR報告書、持続可能性報告書等の一部も含む)を作成・公表」の割合は高いままである一方、売上高が低い企業では、作成・公表していない割合がさらに高い。

環境報告書の作成状況  
(「環境に関するデータ、取組等の情報を公開している」企業、売上高別)

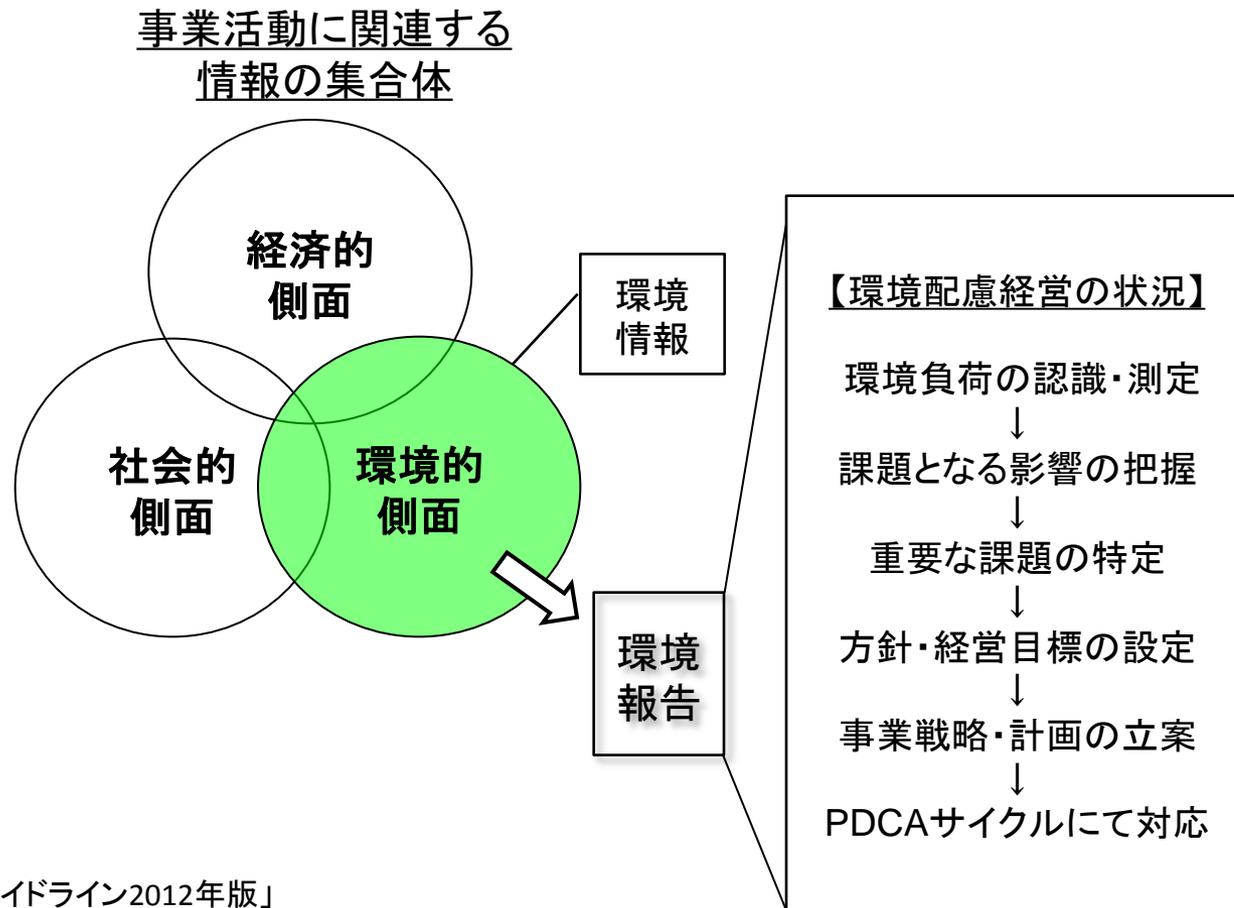
環境報告書の作成状況  
(回答企業全体、売上高別)



# 環境報告ガイドライン2012年版(環境報告の考え方)

○事業者は、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を環境報告で説明することによって、環境経営における一連の行為の状況を利用者に伝えることができるようになります。

○このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。



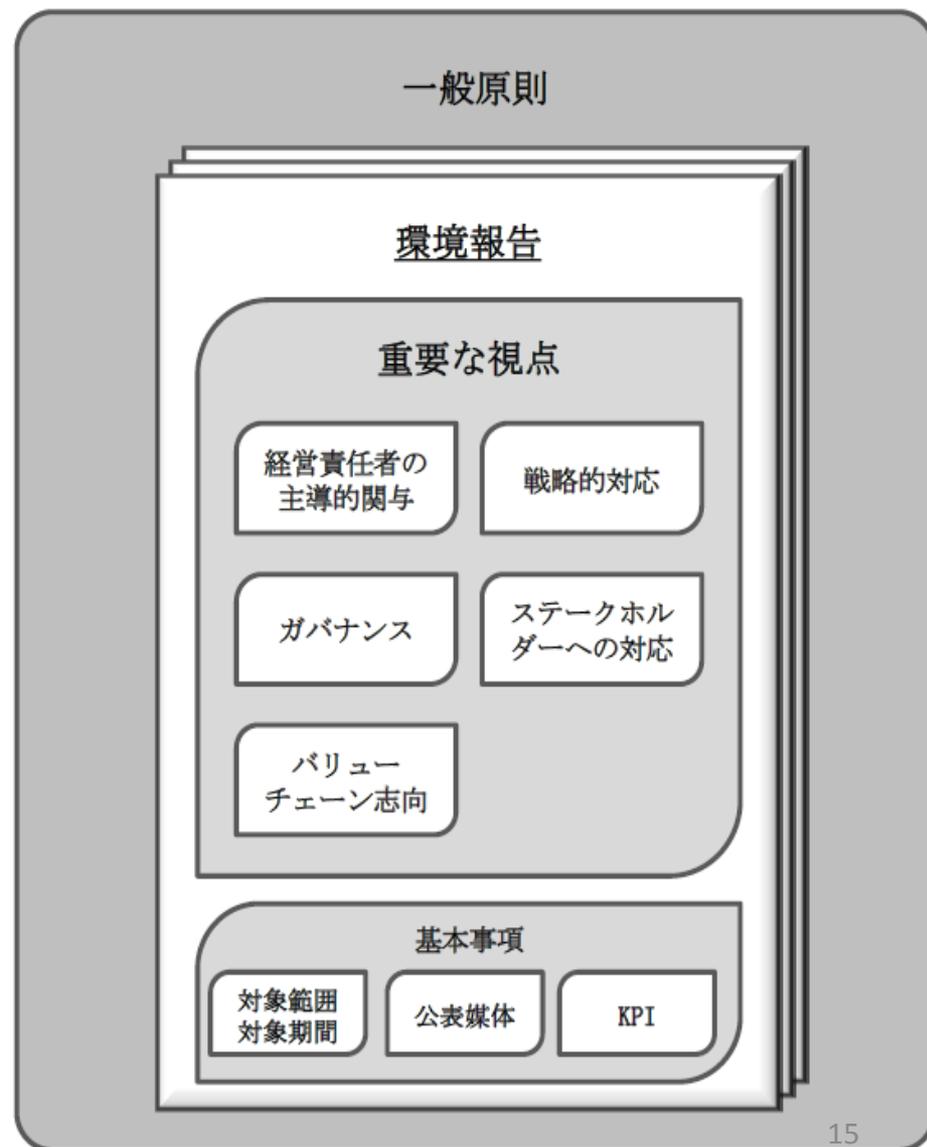
## (1) 環境報告の一般原則

「利用者にとって有用な環境報告が備える情報の特性」

環境報告の基礎的な前提条件

基本的な原則	補完的な原則
①目的適合性	①比較可能性
②表現の忠実性	②理解容易性
	③検証可能性
	④適時性

図 4 環境報告の基本指針



## (2) 環境報告の重要な視点

「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」

環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイント

## (3) 環境報告を実施する上での基本事項

「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」

# サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量の算定に関する基本ガイドライン

■ サプライチェーン排出量を「自社での排出 (Scope 1, 2)」と、自社の上流および下流での「その他間接排出 (Scope 3)」として開示するガイドラインを策定。(2012年3月)

背景

## 自社の排出量

- 算定・報告・公表制度
- 一部の自治体の条例
- CSR報告書

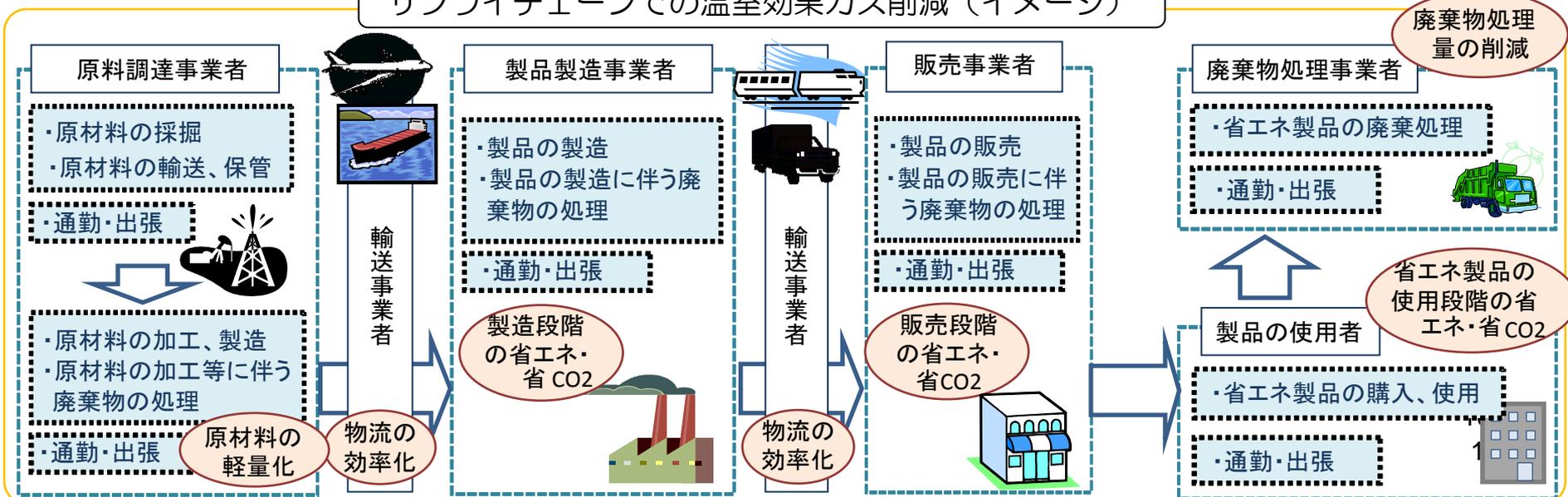
※ サプライチェーンを通じた削減ポテンシャルが明らかにならず、自社以外での削減行動のインセンティブにつながらない

## サプライチェーンの排出量

- GHGプロトコル
- ISO
- Carbon Disclosure Project

※ 世界的には事業者のサプライチェーン排出量の算定・報告に関する基準化や情報開示等の動きが進んできている

## サプライチェーンでの温室効果ガス削減 (イメージ)

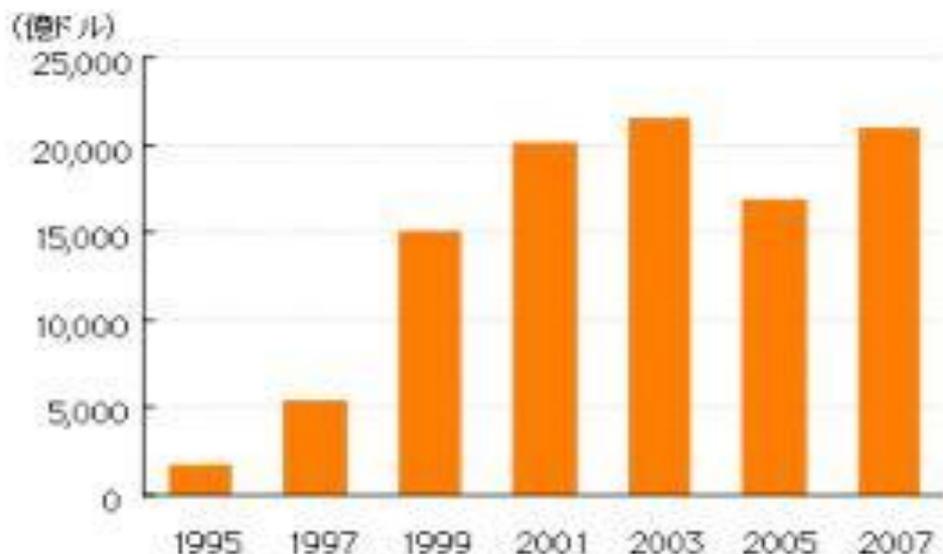


# 環境金融の動向

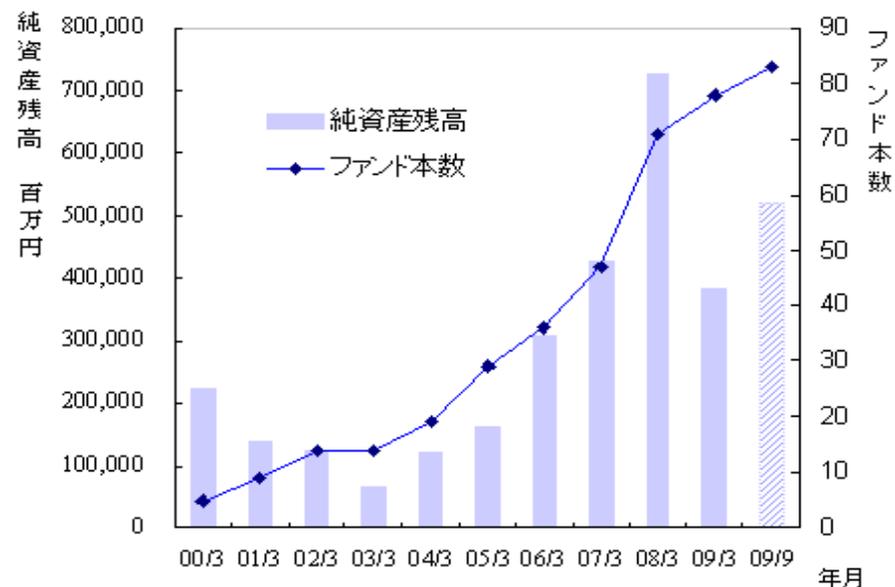
# 社会的責任投資(SRI)活性化の動き

- 社会的投資(SI)が最も進んでいる米国ではSI運用資産の総額が2兆7,110億ドルで、金融機関経由で運用されている金融資産の11%を占める(2007年)。  
 欧州では1990年代に本格的に普及、2005年末の1兆330億ユーロから2007年末時点では2兆6,654億ユーロに伸びている。  
 日本は増加傾向にあるものの依然として小規模。資産残高は8,000億点程度。年金運用への組み込みの難しさや直接金融市場の規模の小ささなどが原因。

### 米国のSRIスクリーニング運用資産残高推移



### 日本の公募SRI投信の純資産残高とファンド本数推移



# 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則

## (21世紀金融行動原則)

- 平成22年6月、中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」で取りまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において、環境金融への取組みの輪を広げていく仕組みとして「日本版環境金融行動原則」の策定が提言。
- 上記を受けて、環境省が事務局となり、幅広い金融機関で構成される起草委員会によって、原則やガイドラインの議論が重ねられ、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定。
- 現在金融機関183社が署名(平成24年10月現在)

### <原則>

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

- 2010年12月、連合は「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を策定し、連合に加盟する労働者(労働組合)が、年金基金をはじめとするワーカーズキャピタルの一所有者としての責任と権限を再認識し、責任投資に取り組む道筋を明示。

### <基本理念>

- (1) 投資判断に、財務的要素に加えてESGといった非財務的要素を考慮する。
- (2) 労働者(労働組合)の権利保護を考慮する。
- (3) 過度に短期的な利益追求を助長させる行動を排除し、中長期的且つ安定した収益の確保に努める。
- (4) 運用方針、または責任投資の手法を明示し、透明性の高い運用に努める。
- (5) 投資先企業に反倫理的、または反社会的な行動などがみられる場合、経営陣との対話や株主議決権行使など適正な株主行動を取る。
- (6) 運用受託機関に対しても責任投資を求め、責任投資を資産運用における主流に(メインストリーム化)していく。

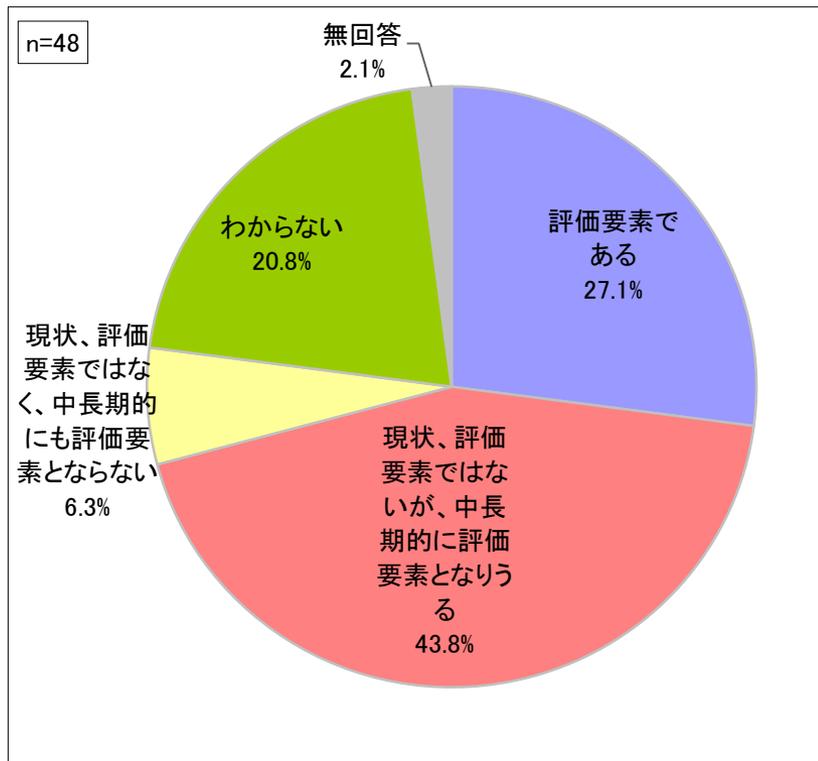
### <行動指針>

- (1) ワーカーズキャピタルの所有者として有する責任と権限を認識し、ワーカーズキャピタルの運用方針の決定に参画する。
- (2) ワーカーズキャピタルの一方の拠出者である事業主との対話を行い、責任投資の手法を決定する。
- (3) ワーカーズキャピタルの運用方針、または責任投資の手法について明示し、運用受託機関の選定に参画する。
- (4) ワーカーズキャピタルが過度に短期的な利益追求を助長することにならないよう、適宜運用の監視を行う。
- (5) ワーカーズキャピタルの最も代表的な年金基金の運用に際しては、年金給付の財源を不当に毀損させないため、中長期的且つ安定した収益の確保を基本とした運用に徹することを運用責任者等に求める。
- (6) ワーカーズキャピタルの株式等の投資に伴い、投資先企業の実質的な株主、あるいは資産所有者として、投資先企業に反倫理的、または反社会的な行動などがみられた場合、投資先企業の経営陣との対話や株主議決権行使など適正な株主行動あるいは資産所有者としての行動をとる。または運用受託機関等に、適正な株主行動あるいは資産所有者としての行動を求める。
- (7) ワーカーズキャピタルの運用方針、責任投資の手法、またはガイドラインを公表するなどを通して、労働者(労働組合)間の連帯を図る。

# 金融機関からみた投融資先の環境・社会的取組 ～「環境経営等に関する意識調査」アンケートより～

- 投融資先における環境・社会的取組については「評価要素である」と回答した金融機関は3割弱。また、「現状、評価要素ではないが、中長期的に評価要素となりうる」と回答した金融機関は4割強。
- 投融資先環境・社会的取組の評価については、何らかの「評価方針がある」と回答した金融機関の割合は、3割程度。「評価方針を策定することを検討している」を含めると、過半数の金融機関が評価方針を持つことを検討。

### 投融資先における環境・社会的取組について



### 投融資先環境・社会的取組の評価方針の有無

